

## 非居住者企業の源泉所得税

国家税務総局は、2017 年 10 月 17 日に、新たに「非居住者企業所得税の源泉徴収に関する問題についての公告」(国家税務総局公告 2017 年第 37 号)を公布した。ただし、非居住者企業が中国国内での工事及び労務報酬に関する所得(企業所得税法 第三十八条)は、本公告を適用しない。

本公告では、納税者及び源泉徴収義務者の負担を軽減することに着目し、計算処理を簡素化、源泉徴収義務者の義務履行に便宜を提供するとしている。

本公告によると以下の通りである。

### 納税手続き簡素化

従前は「契約から 30 日以内に、主管税務機関に《源泉徴収企業所得税契約届出登記表》、契約書コピー及び関連資料の届出を提出しなければならない」と定められていたが、自発的に提出する場合を除き、源泉徴収義務者の届出登記は不要となった。

従前の取扱いでは分割払いの契約に関しては、「最後の支払い 15 日前に、すべての支払済の明細及び源泉徴収等の資料を主管税務機関に提出し、源泉精算手続きを完成させる」と定められていたが、源泉徴収義務者のこの精算手続きが不要となった。

非居住者企業が分割で取得する同一の財産所得から控除する源泉所得税については、その分割代金は先に投資財産の原価から回収したとみなし、すべての原価を回収したあとに、控除する源泉所得税を再計算する。

### 株式持分譲渡所得

企業所得税法第 19 条 2 項に定める財産譲渡所得には株式持分等權益性投資資産(以下、株式持分)所得が含まれる。株式持分譲渡収入から株式持分の帳簿価額を控除後の残額が課税所得額となる。

株式持分譲渡収入は、株式持分の譲渡者が譲渡により取得する対価であり、貨幣及び非貨幣形式による各種収入が含まれる。

株式持分の帳簿価額は株式持分の税務上の取得価額とする。株式持分の税務上の取得価額は、株式持分譲渡者が投資時に中国居住者企業に実際に支払った投

資原価或は元の譲渡者に支払った実際の譲受原価とする。  
株式持分の保有期間に価値の減少或は増加が発生しており、国务院財政、税務  
主管部門は規定により損益を認識できる場合は株式持分の帳簿価額に相応の調  
整をする。

数次にわたり投資或は購入した株式持分の一部を譲渡する場合は、比例計算に  
より譲渡株式持分の原価を確定する。

## 外貨の換算

源泉徴収義務者が支払った或いは支払期日が到来した外貨換算は以下の3つ  
状況に応じて使用する換算レートを定め課税所得金額を計算する。

### ① 源泉徴収義務者が源泉する企業所得税

「源泉徴収義務の発生日」における外貨対人民元為替レートの仲値  
源泉徴収義務の発生日とは、実際の支払日或は支払期日をいう。

### ② 主管税務機関が命令した期日前に自己申告で納付する源泉所得税

納付書の作成日の前日の人民元為替レートの仲値

### ③ 主管税務機関の命令により納付する源泉所得税

主管税務機関から発せられた課税決定日の前日の人民元為替レートの仲値

## 申告・納付期日

源泉徴収義務者はその源泉徴収義務発生日の日から7日以内に源泉徴収義務者  
の所在する主管税務機関に申告及び納税をしなければならない。

源泉徴収義務者が法に基づき源泉徴収をしていない又は源泉徴収義務を履行  
する方法がない場合、非居住者企業は、所得発生地主管税務機関に対して《  
中華人民共和国源泉企業所得税報告表》を作成し、申告及び未徴収税額を納付  
できる。

非居住者企業が企業所得税第39条の規定により申告納付していないときは、  
税務機関は納付期日を定め、非居住者企業はその納付期日までに申告納付しな  
なければならない。非居住者企業が税務機関の決定の前に自己申告し納付した税  
額は、期限内納付とみなす。

本公告は2017年12月1日から施行し、非居住者企業所得税源泉徴収管理暫  
行弁法の通知（国税発〔2009〕3号等は廃止する。